## 四日市市告示第 317 号

三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年3月27日三重県条例第7号)第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

令和3年4月21日

四日市市長 森 智広

#### 1 発表事項

JSR株式会社四日市工場敷地における土壌汚染について

#### 2 発表内容

令和3年4月20日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の 規定に基づき、JSR株式会社(東京都港区東新橋一丁目9番2号 代表取締役社 長 川橋信夫)から同社四日市工場敷地(四日市市川尻町100番地)において、 ふっ素及びその化合物による土壌汚染が発見された旨の届出がありました。

届出によると、同社は、構内で新プラントの建設工事を行うにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項の規定に基づき地歴調査を行い、工場敷地内で使用履歴のある有害物質を対象に、工事予定地(約1,500㎡)において、自主的に土壌及び地下水調査を実施しました。調査の結果、全22区画中1区画において、ふっ素及びその化合物が土壌溶出基準を超過しました。工事予定地では、ふっ素及びその化合物の使用等の履歴はありません。(地点は別紙参照)

土壌溶出量基準を超過した1区画でふっ素及びその化合物を対象に、地下水調査 を実施したところ、検出されなかったことから、周辺環境への影響はないと考えら れます。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

#### 土壤調査結果(溶出量)

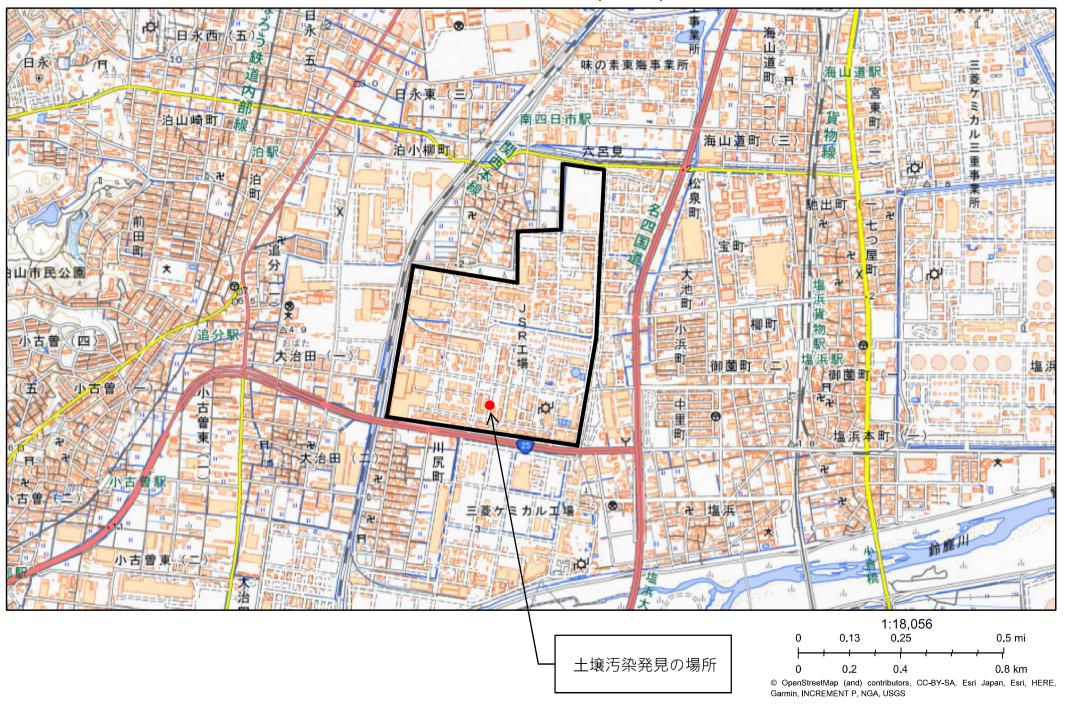
物質名	検出濃度 (土壌溶出量基準の倍数)	土壌溶出量基準	汚染深度
ふっ素及びその化合物	1.3mg/L (約1.6倍)	0.8mg/L	表層~0.75m

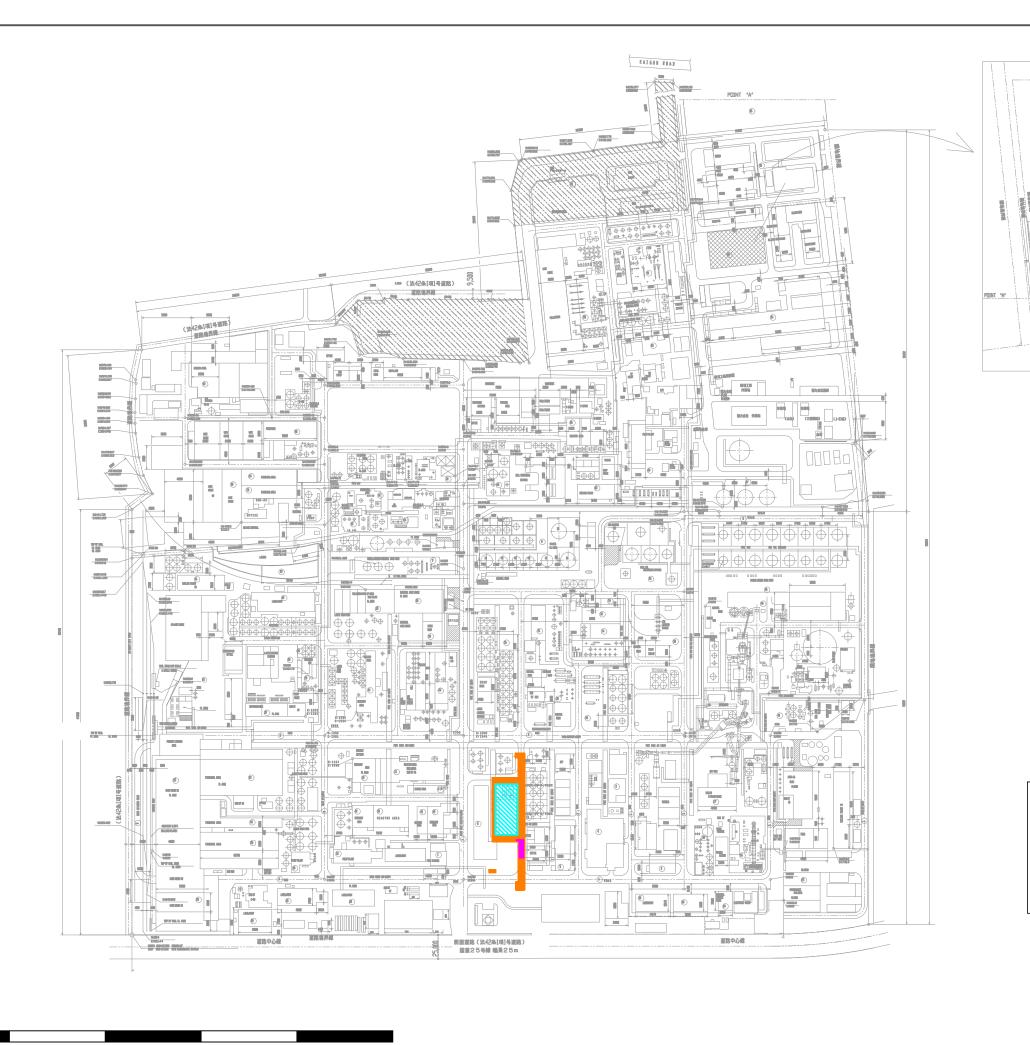
## 3 対応方針

- (1) 4月22日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 汚染区画は、アスファルト舗装により、汚染の拡散防止措置及び雨水浸透防止 措置が講じられており、汚染土壌については、事業者が掘削除去する予定です。 今後、事業者に対して、汚染土壌の対策工事が適切に行われるよう指導してい きます。

(環境部環境保全課)

# JSR株式会社四日市工場(周辺図)



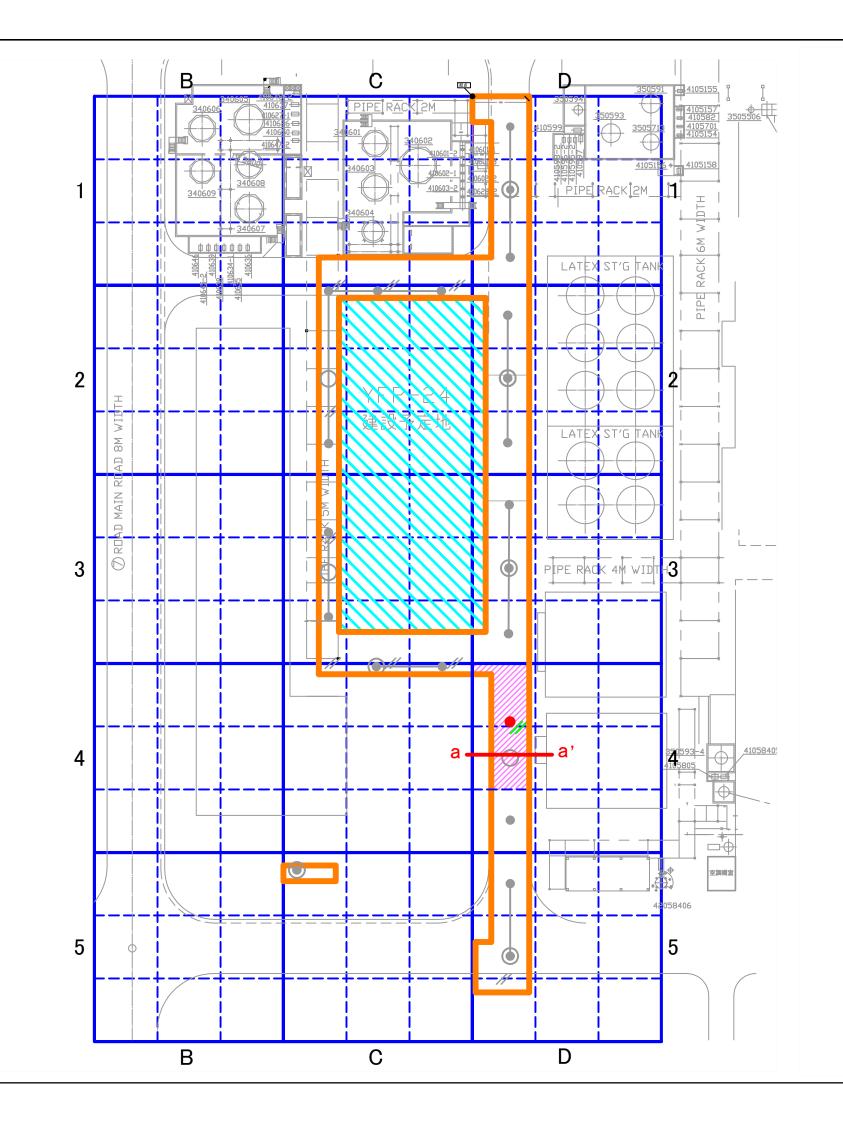




今回調査対象地

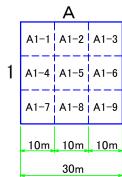
UAREA 96

- 基準値超過区画(D4-1) (ふっ素及びその化合物 土壌溶出量)
- 📉 前回調査対象地

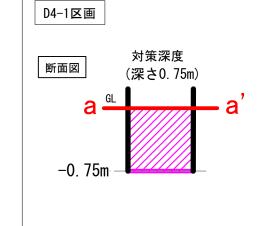




### 30m格子内採取地点番号



- 今回調査対象地 (面積:1483.8m³)
- 土壌ガス調査地点 (概況調査)
- 表層土壌調査地点 (概況調査)
- 深度方向調査地点、地下水調査地点(D4-1地点)
- // 統合区画 ( D4-1とD4-4を統合してD4-1区画とする )
- 基準値超過区画 (D1-4区画 面積125.13㎡) 対象物質:ふつ素及びその化合物(土壌溶出量)
- 前回調査対象地



対象物質	ふっ素 (溶出量)	
深 度	分析値	
表層	1.3	
01 0 75		

D4-1

分析值

区画名

表層	1.3
GL-0. 75m	<0.08
GL-1. Om	<0.08
GL-2. Om	0. 65
地下水	0. 68

基準値:0.8 mg/L

JSR株式会社四日市工場(調査対象地)